

監査結果公表第24-12号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成25年2月27日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	永田善久
同	竹田孝史

記

1 措置の通知

平成19年度定期監査（保健福祉部）の結果に対する措置の通知

平成25年2月20日付け八健地第302号

平成20年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成25年2月21日付け八建都政第918号

平成20年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成25年2月20日付け八水第1680号

平成21年度定期監査（経済環境部）の結果に対する措置の通知

平成25年2月12日付け八経産産第150号

平成22年度定期監査（教育委員会事務局学校教育部）の結果に対する措置の通知

平成25年2月20日付け八教生教政第178号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 20 年度実施建築都市部定期監査の結果に対する措置等の内容
建築都市部都市整備課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H24. 2. 21 までの取り組み等の内容	
1 都市計画道路に係る用地管理について 都市計画道路における先行買収用地の管理状況について、長年にわたり用地管理の行き届いていないものが一部見受けられるので、適正な管理に努めること。	措置状況	3. 検討中	措置状況	3. 検討中
	指摘された都市計画道路の用地管理については、解決に向けて関係者と協議し引続き適正管理に努めていきます。また、平成 25 年度末に一部都市計画道路については、廃止に伴う都市計画の変更を予定しており、その変更の結果を踏まえ、今後の各先行取得用地のあり方について関係者と解決に向けて調整を行う予定です。		指摘された都市計画道路の用地管理については、解決に向けて関係者と協議し引続き適正管理に努めていきます。また、平成 25 年度に向け都市計画道路の見直し検討も行っており、その方針の結果を踏まえ、今後の各先行取得用地のあり方について関係者と解決に向けて調整を行う予定であります。	
2 南久宝寺地区における用地管理等について 南久宝寺地区においては、平成19年3月に土地区画整理事業の廃止決定がされ、今後は地区計画による地区内整備に移行したところである。先行取得用地のうち、土地開発公社の所有地については市が無償で借り受け自転車駐車場として利用されており、また、市所有地の用地管理は概ね適正に行われている。今後の用地活用については、道路拡幅用地の代替用地等として検討するなど、引き続き新たなまちづくりに繋げるよう努めること。	措置状況	3. 検討中	措置状況	3. 検討中
	先行取得用地の活用については、継続的に地元や関係機関等と調整・協議を行っています。 今後の先行取得用地の活用方法としては、地区計画道路の整備用地や久宝寺線の用地買収に係る代替用地として一部活用するとともに、公園・緑地の候補地として検討中です。		先行取得用地の活用については、継続的に地元や関係機関等と調整・協議を行っています。 今後の先行取得用地の活用方法としては、地区計画道路の整備用地として一部活用するとともに、久宝寺線の用地買収に係る代替用地や公園・緑地の候補地として検討中です。 なお、暫定自転車駐車場利用中の土地開発公社の所有地については、平成22年度末に南久宝寺地区公共用地として買戻し（都市整備課所管）を行いました。引続き新たなまちづくりに繋げるため、暫定自転車駐車場として利用していきます。	